

川崎市立玉川小学校PTA規約

第一章 総 則

- 第一条 この会は、川崎市立玉川小学校PTA（父母と教職員の会）と称し、事務局を同校内におく。
- 第二条 この会は父母と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第三条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
 2. 児童の生活環境をよくする。
 3. よい父母、よい教師となるように努める。
- 第四条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。
1. 児童の教育並びに福祉のために活動する。
 2. 他の団体および機関と協力する。
 3. いっさいの政治活動・宗教活動および営利活動をしない。
 4. 教職員の人事には干渉しない。

第二章 会 員

- 第五条 この会の会員は次の通りとする。
1. 玉川小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者および教職員。

第三章 役 員

- 第六条 この会に次の役員をおく。
1. 会長一名（父母）
 2. 副会長若干名（父母）
 3. 会計若干名（父母）
 4. 書記若干名（父母）
- 第七条 役員は任期は一年とし、再選をさまたげない。
- 第八条 役員は次の通りである。
1. 会長はこの会を代表し、会務を統轄する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 3. 会計は、この会の経理事務を処理する。
 4. 書記は議事録を作成し、文書処理・管理する。
- 第九条 役員は次の方法による。
1. 役員は、年度末総会において選出する。
 2. 役員候補者は推薦委員会において推薦する。
 3. 推薦委員会は次の①、②によって選出された者によって構成する。
 - ① 役員選出時期において実行委員会を構成する役員、各常任委員会の委員長。
 - ② 教員の中から互選により選出された二名
 4. 推薦委員会は、原則として役員候補者を挙げ、本人の同意を得て総会の五日以前に会員に通知する。役員候補を希望する者は、推薦委員会発足より二週間以内に書記を通して申し出ることが出来る。

第四章 機 関

- 第十条 この会に次の機関をおく。
1. 総会
 2. 実行委員会
 3. 常任委員会
 4. 特別委員会
- 第十一条 総会は、この会最高の議決機関で、年度事業計画・年度予算決算・役員選出、その他重要事項の決議あるいは承認を行う。
- 第十二条 総会は、年度始めおよび年度末に会長がこれを招集し、必要ある時は臨時総会を開くことができる。なお、総会は、集合形式又は書面形式にて行う。
- 第十三条 総会は、議決権行使書・委任状を含め会員の五分の一以上の出席をもって成立し、議決はその過半数をもってする。
- 第十四条 実行委員会は、この会の役員、各常任委員会の正副委員長と校長等をもって構成する。
- 第十五条 実行委員会の任務は次の通りである。
1. 総会の議決事項を執行する。
 2. 総会に提出する議案書を作成する。
 3. 各委員会によって立案された事業計画を、審議検討する。
 4. 特別委員会設置に関する事項を決定する。
 5. 役員補充その他必要事項を審議決定する。
- 第十六条 実行委員会は原則毎月一回開かれ、二分の一以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

- 第十七条 常任委員会の種類および任務は次の通りとする。
1. 広報委員会は会員に対し情報の伝達、意見の交換の場の提供に努める。
 2. 成人委員会は、会員の教養を高めることに努める。
 3. 厚生委員会は、児童の教育環境整備のための諸活動を行う。
 4. 校外委員会は、児童の校外生活の安全指導に協力する。
 5. 玉川委員会は、玉川まつり等の計画と実施に努める。
 6. 年委員会は会員相互の親睦を深め、児童の教育活動に協力する。

第十八条 常任委員会は、各学年から互選により選出された委員をもって構成する。

第十九条 各常任委員会の正副委員長は、各委員会に選出されている委員の互選により選出した者を会長の委嘱により決定する。前年度の推薦委員会において、各委員会の正副委員長の立候補・推薦があった場合、全会員に通知し総会で承認を得て、決定する。（総会以降は新年度の懇談会まで立候補は認めない。）

第二十条 特別委員会は実行委員会が必要と認めた場合設けることができる。

第五章 会 計

- 第二十一条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
- 第二十二条 会費の額は総会で決める。
- 第二十三条 会費は、一世帯につき月額二百五十円とする。
- 第二十四条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六章 会計監査

- 第二十五条 この会の経費を監査するため、会計監査委員若干名をおく。その任期は一年とする。
- 第二十六条 会計監査委員の選出は、役員選出方法に準じて行う。
- 第二十七条 会計監査委員はこの会の会計を監査し、その結果を年度始めの総会にて報告する。

第七章 個人情報の取り扱い

第二十八条 個人情報については適正に管理し、個人の権利利益を保護する。また、取扱いに関する細則については別に定める。

付 則

- 第二十九条 この規約は総会の議決を経なければ改正することができない。
- 第三十条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り、実行委員会の議決を経て定めることができる。

この規約は、昭和四十一年四月一日より実施する。
この規約は、平成五年三月三十一日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成十二年三月三十一日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成十三年三月三十一日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成十四年三月三十一日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成十七年三月七日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成十九年五月十五日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成二十四年三月七日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成二十七年三月五日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成二十八年三月七日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、平成三十年三月五日に一部改正し、同年四月一日より施行する。
この規約は、令和二年七月十五日に一部改正し、同日より施行する